

「連結会計」シリーズ (2)

第2回 連結の範囲

公認会計士 ^{すずき}鈴木 ^{けんた}健太

1. はじめに

連結会計に関連する会計基準等は多岐にわたり、また、連結の範囲、連結決算日、投資と資本の相殺消去等、連結財務諸表における開示等に関して、実務上、論点となることも多いことから、連結会計の主要論点に関する基本的な内容について、解説を連載している。

連結財務諸表の作成に際しては、連結対象となる子会社の範囲及び持分法を適用する非連結子会社・関連会社の範囲を決定する必要があるため、本号の第2回では【図表1】の通り、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する基本的な考え方や留意点について、解説を行う。また、会社に準ずる事業体に関する取扱いについても取り上げる。

【図表1】 連載テーマ

回	テーマ	内容
2	連結の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●子会社・関連会社の範囲の決定 ●会社に準ずる事業体に関する取扱い

以下は、本号「連結の範囲」の解説にあたって参照している基準等の一覧であるが、上記の通り、本シリーズでは連結会計の主要論点に関する基本的な内容を解説しており、「連結の範囲」のテーマに関する論点を網羅していないため、本号に記載されなかった論点は基準等の原文を参照されたい。

- ・企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）
- ・企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（以下「連結範囲適用指針」という。）
- ・監査・保証実務委員会実務指針第52号「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い」（以下「実務指針52号」という。）
- ・企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」（以下「持分法会計基準」という。）
- ・実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告20号」という。）
- ・実務対応報告第21号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告21号」という。）
- ・実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告23号」という。）

2. 連結の範囲

連結財務諸表の作成にあたっては、親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含める（連結会計基準13項）とされていることから、連結の範囲の決定にあたっては子会社の範囲の決定が必要となる。

(1) 子会社の範囲の決定

連結会計基準5項では企業について、また、連結会計基準6項では親会社及び子会社について、以下の通り定義されている。

「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指す。

「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。

また、連結会計基準7項では「他の企業の意思決定機関を支配している企業」について、以下の通り定義されている。なお、以下の定義においては連結範囲適用指針

11項から15項に定められている、他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有していないが、当該他の企業の意思決定機関を支配している場合（連結会計基準7項(2)もしくは(3)）における子会社の範囲の決定に関する取扱いを「⇒」にて併記している。

「他の企業の意思決定機関を支配している企業」とは、次の企業をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない。

(1) 他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。)の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業

(2) 他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業

① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

⇒自己の役員、自己の業務を執行する社員若しくは使用人である者又はこれらであった者で、自己の意向に沿って取締役としての業務を執行すると認められる者の員数が、取締役会の構成員の過半数を占めている場合等が該当する。

③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

⇒他の企業との間の契約、協定等により総合的に判断して当該他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定を指示し又は強制し得る力を有すると認められる場合が該当し、例えば、他の会社から会社法上の事業全部の経営の委任（会社法第467条第1項第4号）を受けている場合が含まれる。

また、次に掲げるような場合にも、これに準じて取り扱うことが適当と考えられる。

・原材料の供給・製品の販売に係る包括的契

約、一手販売・一手仕入契約等により、当該他の会社にとっての事業依存度が著しく大きい場合

・営業地域の制限を伴うフランチャイズ契約、ライセンス契約等により、当該他の会社が著しく事業上の拘束を受ける場合

・技術援助契約等について、当該契約の終了により、当該他の会社の事業の継続に重要な影響を及ぼすこととなる場合

④ 他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

⇒他の企業の負債の部に計上されている資金調達額の総額の概ね過半について融資を行っていることにより、資金の関係を通じて財務の方針決定を支配している場合が該当する。

なお、融資については、金融機関が通常の取引として行っている場合は該当しない。また、自己と緊密な者の行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合も該当することに留意する。

⑤ その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

⇒例えば、次に掲げる事実が存在することにより、他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される場合が含まれる。

・当該他の企業が重要な財務及び営業又は事業の方針を決定するにあたり、自己の承認を得ることとなっている場合

・当該他の企業に多額の損失が発生し、自己が当該他の企業に対し重要な経営支援を行っている場合又は重要な経営支援を行うこととしている場合

・当該他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合

なお、当該他の会社の株主総会において、議決権を行使しない株主（株主総会に出席せず、かつ委任状による議決権の行使も行わない株主をいう。）が存在することにより、その有効議決権に対し、自己が過半数を占める状態が過去相当期間継続しており、当該事業年度に係る株主総会においても同様と考えられるときには、意思決定機関を支配していると推測することを妨げないものとする。

(3) 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と、自

己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であつて、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

⇒この具体例としては、以下が挙げられる。

- ・自己の計算において他の会社の議決権の100分の40未満を所有している場合に、緊密な者及び同意している者が所有する議決権と合わせて当該他の会社の議決権の100分の50超を占めており、かつ、当該他の会社に対して取締役の過半数の派遣、重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約の締結、負債の部に計上されている資金調達額の概ね過半についての融資、その他意思決定機関を支配していることが推測される事実の存在のいずれかの要件に該当しているとき
- ・自己の計算において他の会社の議決権を直接所有していないが、緊密な者及び同意している者を通じて議決権の過半数を間接的に所有している場合で、当該他の会社が債務超過の状況にあり、債務保証を行っていること等により当該債務超過額を負担することとなっているとき

上記の通り、子会社に該当するか否かは議決権の所有割合以外の要素も考慮し、他の企業の意思決定機関を支配しているかどうかの実態に応じて判断されることになる(支配力基準)。

なお、連結会計基準7項のいずれかの要件に満たした場合においても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りではないとされており(連結会計基準7項ただし書き)、あくまでも子会社に該当するか否かは他の企業の意思決定機関を支配しているかどうかの実態に応じて判断されることとなる。ここでいう他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合については、連結範囲適用指針16項において以下の例が示されている。

- ・他の会社の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社が、他の会社の意思決定機関を支配していることに該当する事項のいずれかを満たしているものの、ほかに当該他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している株主が存在している場合(複数の企業(親子関係にある企業を除く。))が、それぞれ他の企業を支配していることにはならないため。ただし、関連会社に該当する場合はあり得る)。

- ・他の会社に対し共同で出資を行っている合併会社の場合に、当該他の会社に共同支配企業の形成による処理方法が適用され、その後も共同で支配されている実態にある場合(それぞれの会社の関連会社として取り扱われる)。
- ・ある会社A社が他の会社P社の緊密な者(関連会社を含み、個人を除く。)に該当し、このためP社が、連結会計基準7項にいうA社の子会社S社の意思決定機関を支配していることに該当する事項を満たしているが、S社がA社の一業務部門を実質的に担っておりA社と一体であることが明らかにされた場合(S社にとってP社及びA社の2社からそれぞれ支配されることはないため。ただし、A社がP社の子会社となるときを除く)。

(2) 緊密な者及び同意している者

連結会計基準7項に定められている通り、自己の計算において所有している他の企業の議決権が100分の50以下の場合、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者(以下「緊密な者」という。)及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者(以下「同意している者」という。)の所有している他の企業の議決権と自己の計算において所有している他の企業の議決権とを合わせて、他の企業の意思決定機関を支配しているか否かの判断を行うこととなる。

緊密な者に該当するかどうかは、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断するとされており(連結範囲適用指針9項)、同項にて緊密な者について以下の通り例示されている。

- (1) 自己(自己の子会社を含む。以下(7)までについて同じ。)が議決権の100分の20以上を所有している企業
- (2) 自己の役員又は自己の役員が議決権の過半数を所有している企業
- (3) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めている当該他の企業
- (4) 自己の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、代表権のある役員として派遣されており、かつ、取締役会その他これに準ずる機関の構成員の相当数(過半数に満たない場合を含む。)を占めている当該他の企業
- (5) 自己が資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているもの)の総額の概ね過半について融

資（債務保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている企業（金融機関が通常の取引として融資を行っている企業を除く。）

(6) 自己が技術援助契約等を締結しており、当該契約の終了により、事業の継続に重要な影響を及ぼすこととなる企業

(7) 自己との間の営業取引契約に関し、自己に対する事業依存度が著しく大きいこと又はフランチャイズ契約等により自己に対し著しく事業上の拘束を受けることとなる企業

当該例示はあくまでも例示であり、例示以外の者であっても、出資、人事、資金、技術、取引等における関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者は、「緊密な者」に該当することになると考えられるため、実態に即した判断が必要となる。

「同意している者」については、契約や合意等により、自己の意思と同一内容の議決権を行使することに同意していると認められる者が該当するとされている（連結範囲適用指針10項）。「同意している者」に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも文書によって同意していることが条件ではなく、「同意している者」についても自己との関係状況の内容等から実質的に判断することが必要である（監査・保証実務委員会実務指針第88号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の留意点についてのQ&A」Q6）。

(3) 連結の範囲に含めない子会社

親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含める必要があるが、その例外として、支配が一時的であると認められる企業及び支配が一時的であると認められる企業以外の企業であって、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については連結の範囲に含めないものとされている（連結会計基準14項）。

支配が一時的であると認められる場合は、当連結会計年度において支配に該当しているものの、直前連結会計年度において支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合をいう（連結範囲適用指針18項）。同項においては、その例として、直前連結会計年度末において、所有する議決権が100分の50以下で

支配に該当しておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって100分の50以下となり支配に該当しないことが確実に予定されている場合が示されている。

また、支配が一時的であると認められる企業以外の企業であって、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めないこととする場合は一般に限定的であるとされている（連結範囲適用指針19項）。同項においては、その例として、子会社がある匿名組合事業の営業者となり、当該匿名組合の事業を営む子会社の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には形式的にも実質的にも帰属せず、かつ、当該子会社との取引がほとんどない場合が示されている。

(4) 連結の範囲に係る重要性の判断

連結会計基準においては、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含める必要があると定められている一方で、連結会計基準（注3）にて、「子会社であって、その資産、売上高等を考慮して、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。」とされ、重要性の原則が設けられている。ここでいう重要性は、必ずしも量的側面だけで判断できるわけではなく、質的側面も考慮した上で判断すべきであり、この重要性の原則の適用にあたっては実務指針52号において以下の判断指針が定められている。

①量的基準

連結の範囲から除いても企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しい子会社かどうかは、企業集団における個々の子会社の特性とともに、少なくとも資産、売上高、利益及び利益剰余金の4項目に与える影響をもって判断すべきものとされており、4項目に与える具体的な影響度合いは、次の算式で計算された割合をもって基本的に判断する（実務指針52号4項）。なお、当初の実務指針52号では、4項目に与える影響について、重要性の乏しいとする具体的割合の上限として「通常3%ないし5%」との参考値が記載されていたが、平成14年7月の改正により削除されているので留意されたい。

・ 資産基準

非連結子会社の総資産額の合計額

連結財務諸表提出会社の総資産額及び連結子会社の総資産額の合計額

・ 売上高基準

非連結子会社の売上高の合計額

連結財務諸表提出会社の売上高及び連結子会社の売上高の合計額

・利益基準

$$\frac{\text{非連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の当期純損益の額}} \\ \text{及び連結子会社の当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額}$$

・利益剰余金基準

$$\frac{\text{非連結子会社の利益剰余金のうち持分に見合う額の合計額}}{\text{連結財務諸表提出会社の利益剰余金の額}} \\ \text{及び連結子会社の利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額}$$

上記算式を適用する際には以下の事項に留意する（実務指針52号4-2項）。

- ・連結会計基準14項(1)「支配が一時的であると認められる企業」及び同項(2)「(1)以外の企業であって、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業」に該当し、連結の範囲に含めないこととなる子会社は、上記算式に含めない。
- ・資産基準における総資産額の合計額は連結財務諸表提出会社、連結子会社及び非連結子会社間（以下「会社間」という。）における債権と債務及び資産に含まれる未実現損益の消去後の金額に、売上高基準における売上高の合計額は会社間の取引の消去後の金額に、利益基準における当期純損益の額の合計額は会社間の取引による資産に含まれる未実現損益の消去後における金額に、それぞれよることを原則とする。
- ・利益剰余金基準における利益剰余金の合計額は、資産基準及び利益基準の適用に当たって消去された未実現損益を修正した後の金額によることを原則とする。
- ・総資産の額及び利益剰余金の額は、連結決算日における各会社の貸借対照表のものによるものとする。ただし、子会社の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合においてその差異が3か月を超えないときは、当該子会社の総資産の額及び利益剰余金の額は当該事業年度の末日のものによることができる。
- ・売上高及び当期純損益の額は、連結会計年度に対応した各会社の事業年度に係る損益計算書のものによるものとする。ただし、子会社の事業年度の末日が連結決算日と異なる場合においてその差異が3か月を超えないときは、当該子会社の売上高及び当期純損益の額は、当該事業年度に係るものによることができる。
- ・利益基準における連結財務諸表提出会社、連結子会社及び非連結子会社の当期純損益の額が事業の性質等から事業年度ごとに著しく変動する場合などは、当期純損益の額について最近5年間の平均を用いる等適宜な方法で差し支えないものとする。

②質的基準

上記算式における非連結子会社の選定に当たっては、資産や売上等の額の小さいものから機械的に順次選定するのではなく、個々の子会社の特性や上記算式で計量できない要件も考慮するものとされ、例えば、以下のような子会社は原則として非連結子会社とすることはできな

いとされている（実務指針52号4-2項(2)）。

- ・連結財務諸表提出会社の中・長期の経営戦略上の重要な子会社
- ・連結財務諸表提出会社の一業務部門、例えば、製造、販売、流通、財務等の業務の全部又は重要な一部を実質的に担っていると考えられる子会社。なお、地域別販売会社、運送会社、品種別製造会社等の同業部門の複数の子会社は、原則としては、その子会社群全体を1社として判断するものとする。
- ・セグメント情報の開示に重要な影響を与える子会社
- ・多額な含み損失や発生の可能性の高い重要な偶発事象を有している子会社

3. 持分法の適用範囲

非連結子会社及び関連会社に対する投資については、原則として持分法を適用する（持分法会計基準6項）とされていることから、持分法の適用範囲の決定にあたっては関連会社の範囲の決定が必要となる。

(1) 関連会社の範囲の決定

持分法会計基準5項では関連会社について、以下の通り定義されている。

「関連会社」とは、企業（当該企業が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の企業をいう。

また、持分法会計基準5-2項で「子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」について、以下の通り定義されている。なお、以下の定義においては連結範囲適用指針21項から23項に定められている、他の企業の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有していないが、当該他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている場合（持分法会計基準5-2項(2)もしくは(3)）における関連会社の範囲の決定に関する取扱いを「⇒」にて併記している。

(1) 子会社以外の他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、当該企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。)の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合

(2) 子会社以外の他の企業の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

① 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の企業の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること

② 子会社以外の他の企業に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を行っていること

③ 子会社以外の他の企業に対して重要な技術を提供していること

④ 子会社以外の他の企業との間に重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引があること

⇒例えば、次のような取引が該当する。

- ・当該他の企業にとって、商品又は製品等の売上、仕入・経費取引について、自己との取引の割合が相当程度を占める関係にあること
- ・代理店、専売店若しくは特約店等又はフランチャイズ契約によるチェーン店等であって、契約による取引金額が当該店における売上高又は仕入高・経費取引の概ね過半を占め、かつ他の契約店等に比して取引条件が特に優遇されていること又はそれへの加盟が極めて限定的であること
- ・業種における取引の特性からみて、極めて重要な原材料・部品・半製品等を供給していること
- ・製品等の特性からみて、極めて重要な設備を継続的に発注していること
- ・当該他の企業の重要な事業場用地を貸与していること
- ・当該他の企業の主要な営業設備又は生産設備等を貸与していること

⑤ その他子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること

⇒他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与える契約が存在する場合等が該当し、例えば、共同出資事業契約等に

基づいて、当該他の企業に対して多額の出捐及び債務負担を行っていることにより、総合的に判断して財務及び営業又は事業の方針の決定に相当程度関与し得る力を有することが認められる場合が含まれる。

(3) 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、子会社以外の他の企業の議決権の100分の20以上を占めているときであって、かつ、上記(2)の①から⑤までのいずれかの要件に該当する場合

⇒自己の計算において子会社以外の他の企業の議決権の100分の15未満を所有している場合に、緊密な者及び同意している者が所有する議決権を合わせて当該子会社以外の他の会社の議決権の100分の20以上を占めており、かつ、当該子会社以外の他の会社に対して取締役の派遣、重要な融資、重要な技術提供、重要な営業上又は事業上の取引、その他財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実のいずれかの要件に該当しているときに挙げられる。

上記の通り、関連会社に該当するか否かは議決権の所有割合以外の要素も考慮し、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えているかどうかの実態に応じて判断されることになる（影響力基準）。上記の影響力基準の個々の基準は、ほぼ支配力基準の定義の判断基準と同じであるが、その程度が「支配」と「影響」で異なっている。

なお、持分法会計基準5-2項のいずれかの要件を満たした場合においても、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる企業は、この限りでないとして（持分法会計基準5-2項ただし書き）。ここでいう子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかである場合については、連結範囲適用指針24項において以下の例が示されている。

- ・ベンチャーキャピタルなどの投資企業が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合において、①売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること、②当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引

がほとんどないこと、③当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと、④当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないことのすべてを満たすようなとき（ただし、当該他の企業の株主総会その他これに準ずる機関を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し重要な影響を与える意図が明確であると認められる場合を除く。）。なお、他の企業の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている企業であることが必要であり、また、当該投資企業や金融機関が他の会社（親会社）の子会社である場合には、当該親会社の連結財務諸表にあっては、当該親会社及びその連結子会社においても上記②から④の事項を満たすことが適当である。

また、緊密な者及び同意している者については子会社の判定と同様の取扱いである（連結範囲適用指針8項）。

(2) 持分法を適用しない関連会社

子会社の場合と同様に、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められる関連会社に対する投資については、持分法を適用しないものとされている（連結範囲適用指針25項）。同項においては、その例として、直前連結会計年度末において、所有する議決権が100分の20未満で重要な影響を与えておらず、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって100分の20未満となり重要な影響を与えないことが確実に予定されている場合が示されている。

また、持分法を適用することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある関連会社（非連結子会社を含む。）に対する投資については、持分法を適用しないものとするが、一般に、それは限定的であると考えられる（連結範囲適用指針26項）。

(3) 持分法の適用範囲に係る重要性の判断

重要性の判断基準の基本的な考え方は連結の範囲と同様であるが、持分法の適用範囲に係る重要性の判断においては、少なくとも利益基準と利益剰余金基準により判断することとなる（実務指針52号5項及び5-2項）。

4. 会社に準ずる事業体に関する取扱い

連結会計基準5項及び持分法会計基準4-2項において、子会社又は関連会社の範囲に含まれる企業とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指すとしている。

会社に準ずる事業体には、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社や「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人、投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該

当するものと考えられる（連結範囲適用指針28項）。

なお、連結会計基準7-2項の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されることとなる（連結範囲適用指針29項）。

会社に準ずる事業体の子会社又は関連会社の範囲に該当するかどうかの判定にあたっては、子会社の範囲の決定に関する取扱い及び関連会社の範囲の決定に関する取扱いに準じて行うが、投資事業組合に関しては実務対応報告20号、有限責任事業組合及び合同会社に関しては実務対応報告21号、信託に関しては実務対応報告23号を、それぞれ参照する必要がある（連結範囲適用指針53項）。

(1) 投資事業組合

実務対応報告20号においては、「投資事業組合に対しても、会社と同様に、支配力基準及び影響力基準を適用するが、投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことなどから、株式会社における議決権を想定している連結会計基準等を投資事業組合に対して適用する場合には、基本的には業務執行の権限を用いることによって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断することが適当である」とされており、株式会社等の議決権に代わり、業務執行権が支配力等の判断基準とされている。なお、出資者（出資以外の資金の拠出者を含む。）が投資事業組合に係る業務執行の権限を有していない場合であっても、当該出資者からの出資額や資金調達額の状況や、投資事業から生ずる利益又は損失の享受又は負担の状況等によっては、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当するものとして取り扱われることがあることに留意する必要がある。

支配力基準及び影響力基準の具体的な適用は、以下の通り定められている。

<支配力基準>（実務対応報告20号Q1）

- (1) 当該投資事業組合の業務の執行を決定することができる場合
- (2) 当該投資事業組合の業務執行の権限全体のうち、その100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合
 - ① 自己の計算において有している業務執行の権限と緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該投資事業組合に係る業務執行の権限の過半の割合を占めていること。
 - ② 当該投資事業組合の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。なお、例えば、単なる事務管理契約など、

当該契約の終了によっても当該投資事業組合による投資事業の継続に重要な影響を及ぼすこととならない契約等は、これに該当しない。

- ③当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（緊密な者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。ただし、金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合であって、資金の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないときには、該当しない（(2)④についても同じ）。
 - ④当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っていること（緊密な者が行う融資及び出資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。
 - ⑤当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっていること（緊密な者が享受又は負担する額を合わせて当該利益又は損失の概ね過半となる場合を含む。）。
 - ⑥その他当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定を左右すると推測される事実が存在すること。
- (3) 自己の計算において有している当該投資事業組合に係る業務執行の権限（当該業務執行の権限を有していない場合を含む。）と、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該業務執行の権限の過半の割合を占めているときであって、かつ、上記(2)の②から⑥までのいずれかの要件に該当する場合

このため、当該投資事業組合に係る業務執行の権限を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限が、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を占め、かつ、緊密な者と合わせて、当該投資事業組合の資金調達額の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合（上記＜支配力基準＞(3)と(2)④の場合）や当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっている場合（上記＜支配力基準＞(3)と(2)⑤の場合）等には、通常、当該投資事業組合は子会社に該当することとなる。

<影響力基準>（実務対応報告20号Q6）

- (1) 当該投資事業組合に係る業務執行の権限の100分の20以上を自己の計算において有している場合

- (2) 当該投資事業組合に係る業務執行の権限の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

- ① 当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を与える契約が存在すること。
- ② 当該投資事業組合に対して重要な融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）又は出資を行っていること。
- ③ 当該投資事業組合の多くの投資先との間に、重要な投資育成や再生支援等、営業上又は事業上の取引があること。
- ④ その他当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

- (3) 自己の計算において有している当該投資事業組合に係る業務執行の権限（自己の計算において有していない場合を含むが、自己の計算において有している割合が100分の15未満である場合を前提とする。）と緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該業務執行の権限の100分の20以上を占めているときであって、かつ、上記(2)の①から④までのいずれかの要件に該当する場合

上記の要件に該当する場合には、投資事業組合が子会社にあたる場合又は投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合を除き、当該投資事業組合は業務執行者の関連会社に該当する。なお、持分法の適用において（非連結子会社の場合を含む。）、組合員の個別財務諸表上、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を計上する方法（いわゆる総額法）や、貸借対照表については持分相当額を純額で損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法（いわゆる折衷法）を採用している場合でも、それは組合契約の内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映するために行われたものであり、また、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作成されることから、連結財務諸表を作成する場合には、個別財務諸表の処理をそのまま取り込むこととなる。

(2) 有限責任事業組合及び合同会社

有限責任事業組合及び合同会社についても、子会社又は関連会社に該当するかどうかについては、支配力基準又は影響力基準によって判定することとなる。

有限責任事業組合では、共同の事業を営むことを約するため、組合員が1人の組成は認められておらず、また、原則として総組合員の同意により業務の執行が決定される。しかし、複数の連結会社が同一の有限責任事業組合

に出資する場合や、ある組合員の緊密な者に該当する者が組合に対して出資を行っている場合などでは、特定の出資者が当該組合の財務及び営業又は事業の方針の決定を行っているものと認められる場合があり、その場合には当該組合はこの出資者の子会社となることに留意する必要がある（実務対応報告21号Q2）。

合同会社については、原則として株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、意思決定を行う出資者が業務執行の決定も直接行うことから、株式会社における議決権を想定している連結会計基準又は持分法会計基準を合同会社に適用する場合には、基本的には業務執行の権限を用いることによって、当該合同会社に対する支配力又は影響力を判断することが適当である（実務対応報告21号Q4）。

(3) 信託

信託は、財産管理の制度としての特徴も有しており、通常、「会社に準ずる事業体」に該当するとは言えないが、受益者が複数である金銭の信託の中には、連結財務諸表上、財産管理のための仕組みとみるより、むしろ子会社及び関連会社とみる方が適切な会計処理ができる場合がある。また、信託法においては、受益者集会の制度（信託法106条以下）など、受益者が2人以上ある信託における受益者の意思決定の方法が明示されており、受益者が複数である金銭の信託については、当該受益者の連結財務諸表上、子会社及び関連会社に該当する場合があります（実務対応報告20号Q2）。

実務対応報告20号Q2では、受益者が2人以上ある信託における次の受益者（当初受益者のみならず、他から受益権を譲り受けた受益者も含む。）は、連結会計基準に従い、原則として、当該信託を子会社として取り扱うことが適当であるとされている。

- (1)すべての受益者の一致によって受益者の意思決定がされる信託（信託法105条1項）においては、自己以外のすべての受益者が緊密な者（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、自己の意思と同一の内容の意思決定を行うと認められる者）又は同意している者（自己の意思と同一の内容の意思決定を行うことに同意していると認められる者）であり、かつ、連結会計基準7項(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する受益者
- (2)信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがある信託（信託法105条2項）においては、連結会計基準7項で示す「他の企業の議決権」を、「信託における受益者の議決権」と読み替えて、連結会計基準7項の企業に該当することとなる受益者
- (3)信託行為に別段の定めがあり、その定めるところによって受益者の意思決定が行われる信託（信託法105条1項ただし書き）では、その定めにより受益者の意思決定を行うことができることとなる受益者（なお、自己だけでは受益者の意思決定を行うことができないが、緊密な者又は同意している者とを合わせれば受益者の意思決定を行うことができることとなる場合には、連結会計基準7項(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する受益者）

また、持分法会計基準5-2項で示す「他の企業の議決権」を、「信託における受益者の議決権」と読み替えて、持分法会計基準5-2項の企業に該当することとなる受益者は、当該信託を関連会社として取り扱うこととなる。

以上